

# 協和トピックス

## 第17号

平成19年12月

協和会計グループ

東京都中央区日本橋室町三丁目1番8号

TEL03-3241-4978(代)

FAX03-3246-0068

E-mail : office@cpakyowa.co.jp

今回のテーマは、再び「役員給与」です。

平成18年度の税制改正号で概略を御説明しましたが、内容について詳細な取扱いが出てきたことと、平成19年度改正がされたことがあり、再度御説明することとしました。また、内容について御理解不足も見受けられるため、もう一度確認をお願いします。

ご不明な点や疑問点がございましたら、必ず各担当者にご確認いただきますようお願いいたします。

### I. 役員給与

平成18年度改正で、役員給与は原則として損金不算入とされました。

それでは、役員に報酬を支払うことができなくなるため、例外として①定期同額給与、②事前確定届出給与、③利益連動給与のいずれかに該当する場合は、損金に算入されるものとして取り扱われます。

### II. 定期同額給与

#### 1. 定期給与の改定

定期同額給与は、毎月の支給日に同額の給与を支払うことをいい、改定する場合には、期首から3ヵ月以内に関催される定時株主総会で行わなければなりません。

#### 2. 事業年度途中で改定した場合

##### の損金不算入額

上記1のケース以外で定期給与の改定を行った場合には、その事業年度における定期給与の支給額全額が損金不算入となります。

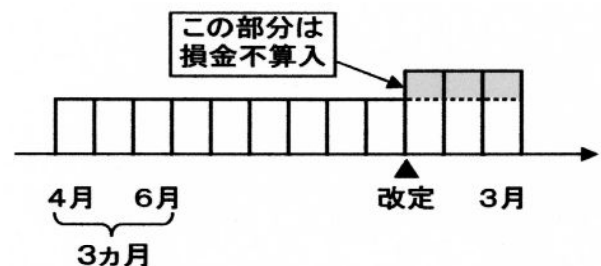
したがって、定期給与の改定をお考えのお客様は、必ず各担当者にご相談下さい。

なお、上記1以外に増減額した場合で、支給額全額ではなく、その一部の

みが損金不算入となるケースとして次のものがあります。

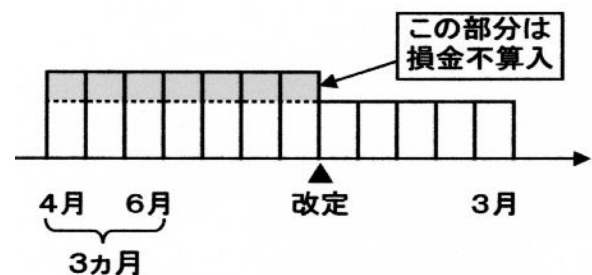
#### ①増額改定

期首から3ヵ月経過後の増額改定であっても、増額後の支給額が同額であるようなときは、増額部分のみが損金不算入となります。



#### ②減額改定

期首から3ヵ月経過後の減額改定で、減額後の支給額が同額であるときは、減額改定前の定期給与のうち、減額改定後の定期給与を超える部分が損金不算入となります。



いずれも改定期間が上記1のケース以外の場合ですが、改定前と改定後の支給額は定額であることが条件となります。

### 3. 損金算入が認められる期中での改定(例外)

改定時期の例外として、次の①②があります。また、一定期間だけ減額するケースとして③があります。

#### ① 役員の方掌変更に伴う増額改定

やむを得ない事情(たとえば社長の急逝等)により、役員の方掌変更が行われ、これに伴い定期給与の改定がなされた場合には、定期同額給与として取り扱われます。

#### ② 業績悪化に伴う減額改定

法人の経営状況が年度当初の予測よりも著しく悪化したことにより、定期給与の減額改定が行われた場合には、定期同額給与として取り扱われます。

「著しく悪化」には、厳格な要件が規定されています。

#### ③ 懲戒等による一定期間の減額

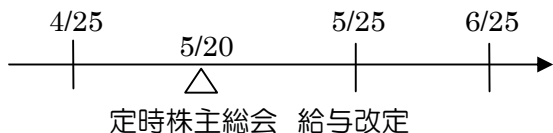
役員が不祥事の責任をとって定期給与を一定期間減額し、その後また元に戻した場合には、定期同額給与として取り扱われます。

### 4. 定期給与の改定と支給時期

定期給与の改定を行った場合、改定直後に到来する支給時期から、改定後の支給額で支給する必要があります。

具体的には次のとおりになります。

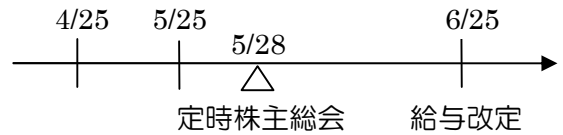
#### ① 定時株主総会が5月20日で支給時期が毎月25日の場合



定期給与の改定を行う定時株主総会

が5月20日で、支給時期が毎月25日の場合には、5月25日支給分から、改定後の支給額で支給する必要があります。

#### ② 定時株主総会が5月28日で支給時期が毎月25日の場合



定時株主総会が5月28日で、支給時期が毎月25日の場合には、6月25日支給分から、改定後の支給額で支給する必要があります。

## Ⅲ. 事前確定届出給与

平成19年改正において、次のとおり改正がありました。

### 1. 税務署長への届出期限

税務署長への届出期限が、緩和されました。

(改正前)

次のいずれか早い日

- ① 職務執行開始日
- ② 期首から3ヵ月を経過する日

(改正後)

次のいずれか早い日

- ① 職務執行開始日から1ヵ月を経過する日
- ② 期首から4ヵ月を経過する日

### 2. 届出が不要の役員

同族会社以外の法人が、定期給与を受けていない役員に対して、支給する給与については、届出が不要となりました。

協和監査法人	税理士法人 協和会計事務所	株式会社協和ビジネスコンサルティング
金融商品取引法、会社法、学校法人、財団・社団法人、労働組合等の監査業務を始め、株式公開支援、各種調査など一企業経営に関するビジネスアドバイザーサービスを提供します。	税務・会計のスペシャリストとして、法人・個人のクライアントに対する各種税務申告、タックス・マネジメント、経営分析、事業承継対策等をサポートします。	証憑書類の整理、仕訳データの入力、試算表・各種元帳の作成等の会計業務全般、給与計算、財産保全業務等をフォローします。 ” 経理部丸ごと引受けもOK!”